

令和 4 年  
第 2 回 定例 市 議 会

# 条 例 議 案 等 参 考

阿 久 根 市



議案 番号	件名	ページ
26	阿久根市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について	1



議案第26号参考 阿久根市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市空家等対策協議会条例（平成28年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>都市建設課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。